

司法試験合格者数を年間3000人程度とする政策の変更を求める決議

- 1 政府は、平成14年3月に司法制度改革推進計画を閣議決定して、司法試験合格者数の大幅な増加に着手し、平成22年ころには合格者数を年間3000人程度とすることにした。さらに政府は、平成19年6月の「規制改革推進のための3か年計画」で、合格者数を3000人程度にするという目標の前倒しと目標達成後の法曹人口について更なる増大を検討するとの閣議決定をなしたが、本年3月25日の閣議決定でこれを修正した。また法務省は、法曹人口の在り方を検討する組織を立ち上げ、法曹需要と法曹の質の確保の観点から増員政策の再検討を開始した。かように政府の法曹人口の在り方に対する考え方は大きく変りつつある。
- 2 司法制度改革推進計画は、平成13年の司法制度改革審議会意見書を受けたものであるが、同審議会が示した認識は「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増加するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される」「国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的課題である」というものであった。しかし、現時点において同審議会が想定したような法曹需要の増加は現実化しておらず近い将来において増加する見通しも立っていない。
- 3 他方、上記意見書においては、法曹人口全体の増員を図る中で、裁判官、検察官の大幅増員に加えて、裁判所、検察庁の職員の増加を含む司法を支える人的、物的基盤の整備を併せて行う必要があるとされていたが、それらの措置が十分に講ぜられないまま、法曹三者のうち弁護士人口のみが急激かつ大幅に増加している。そのため、司法試験に合格しても就職先を見つけることが困難な事態が生じるなど、現実の法曹需要と増加する弁護士人口との間に不均衡が生じつつある。
- 4 今後も司法制度改革審議会の意見が前提にしていった需要の増加がないままに弁護士人口のみの急激かつ大幅な増加が続くことになれば、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの不足や過当競争によって市民が期待するような法的サービスの質の維持が難しくなるだけでなく、過度の訴訟社会化による市民の被害や企業の法的コストの増大を招くことが予想され、また弁護人を選択する余地のない国選弁護においては、被疑者・被告人の弁護を受ける権利に重大な影響を及ぼしかねない。さらに弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するこ

とをその社会的使命とするが、過度の競争は、弁護士の公益的・公共的性格を失わせかねない。もしかような事態が現実化するなら、市民の弁護士という職務自体に対する信頼が失われかねず、市民や企業が身近で質の高い法的サービスを享受するという上記意見書が目指した所期の目的に逆行する結果をもたらすこととなる。

- 4 昨年の司法試験合格者数は約2100人であり、これと同水準の年間合格者数を維持しても10年後の平成30年ころには弁護士数は約4万人に達し、今後弁護士人口は急速に増大する。にもかかわらず、このまま年間合格者数を3000人とする政策を維持するならば、上記のような様々な弊害がもたらされることが予想される。そして現状ですら現実の法曹需要と増加する弁護士人口との間に不均衡が生じつつあるのであるから、かかる弊害を防止するには、年間合格者数を現状より削減することも含めて検討する必要がある。
 - 5 司法試験合格者数の見直しに関しては、弁護士の過疎偏在問題の解消や被疑者弁護の拡大・裁判員制度導入への対応に支障が生じるとの懸念が指摘されている。しかし、全国の弁護士人口は、平成13年から平成20年にかけて約1.37倍まで増加し、被疑者弁護及び裁判員裁判に対応するための人的基盤の拡大が図られつつある。更に過疎地型公設事務所の全国展開や日本司法支援センターの業務開始により、過疎偏在問題は現実に相当程度改善されている。
 - 当連合会においても、昨年、過疎偏在対策のため、やまびこ基金が設置され、同基金の支援により本年4月1日、東北六県などの偏在対策拠点事務所として「やまびこ基金法律事務所」が仙台市内に開設された。当連合会はこのような過疎偏在対策の充実及び被疑者弁護の拡大への対応体制確立のための最大限の努力を継続してきた。
 - 6 当連合会は、司法試験合格者数を年間3000人程度とする増員政策を見直し、いったん現在の年間合格者数で凍結し、法曹需要の予測及び法曹の質の確保の観点から弁護士人口の在り方を具体的に検証した上で、改めて適正な年間合格者数を決めるよう政府に求めるものである。
- 以上のとおり決議する。

2008（平成20）年7月4日
東北弁護士会連合会